

自治体名 知多郡東浦町懇談日時 10月 23日(火) 午前・午後 10時 30分～ 11時 30分懇談会場 第1会議室 ※会場が確定している場合はご記入ください。

2018年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 介護保険・高齢者福祉 担当課(福祉課)電話(0562-83-3111)FAX(0562-83-9756)

(1) 保険料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

 ない ある → 実施年月(年 月) 2017年度実績()件()円

(2) 保険料の市町村独自の減免について(2018年4月1日現在)

1) 減免対象の規定(所得段階区分等)の内容()

2) 保険料の全額免除はありますか。 ない ある3) 資産保有による制限はありますか。 ない ある4) 保険料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 ない ある5) 申請は必要ですか。 必要 不要

(3) 保険料滞納の状況と処分件数について(2017年度実績)

1) 保険料滞納者数 (200)件

2) 「償還払い」処分件数 (0)件

3) 「保険給付の一時差し止め」処分件数 (0)件

4) 「3割負担」処分件数 (3)件

5) 「財産差し押さえ」処分件数 (0)件

(4) 利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

 ない ある → 実施年月(2003 年 4 月) 2017年度実績(12)件(98,342)円

(5) 利用料減免の内容を以下についてご記入ください。(2018年4月1日現在)

1) 減免対象の規定(所得段階区分等)の内容 (所得段階第1段階から第3段階までの利用者で世帯員全員の収入金額が、1人世帯では98万円(2人以上の世帯については2人目から1人当たり32万円を98万円に加算した金額)であり、かつ、世帯員全員の預貯金額の合計が350万円(2人以上の世帯については、2人目から1人当たり100万円を350万円に加算した金額)以下であり本人又は被扶養者が市町村民税を課されておらず、本人が保険料を滞納していない場合)

2) 訪問介護利用料の助成割合 (所得段階第1段階の利用者 利用者負担の4分の3、所得段階第2段階又は第3段階の利用者 利用者負担の2分の1)

3) 居宅サービス利用料の助成割合 (同上)

4) 施設サービス利用料の助成割合 (同上)

5) 利用料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 ない ある

※2018年4月以降に改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

(6) 特別養護老人ホームの待機者について ※人数は名寄せしてご記入ください。

1) 特別養護老人ホームの待機者(要介護3以上)は、何人ですか。(74)人(2018年4月現在)

2) 要介護1、2の入所者数、待機状態にある人を把握していますか。(2017年9月現在)

 把握している → 入所者数()人 待機者数()人 把握していない

(7) 介護給付費準備基金について

2016年度末の残高(1,843,213)千円 2017年度末の残高(2,399,637)千円 ※決算前の場合は見込額

(8)介護保険における通院時の院内介助について (○)認めている ()認めていない

(9)住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。

(○)実施している → 実施年月日(2006年4月1日) 2017年度実績(153)件

()検討中である ()実施の予定がない

(10)福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。

(○)実施している → 実施年月日(2006年4月1日) 2017年度実績(176)件

()検討中である ()実施の予定がない

(11)高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。

()実施している → 実施年月日(年 月 日) 2017年度実績()件

()検討中である (○)実施の予定がない

(12)高齢世帯などへのゴミ出し、安否確認、日常生活支援、買い物支援の実施状況をご記入ください。

支援内容	実施	事業の主体
ゴミ出し援助	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	(○)自治体 ()新総合事業 ()その他事業 担い手 NPO法人絆
安否確認・見守り	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	(○)自治体 ()新総合事業 ()その他事業 担い手 東浦町:緊急通報装置の設置,ひとり暮らし高齢者あんしんカード登録 その他:東浦あんしん見守り隊(ガス,電気,水道,新聞店,牛乳・乳酸菌飲料配達店,郵便局と協定を結んでいる)
日常生活支援	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	(○)自治体 ()新総合事業 ()その他事業 担い手 シルバー人材センター
買い物支援	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	(○)自治体 ()新総合事業 ()その他事業 担い手 シルバー人材センター

※事業の主体が複数ある場合、代表的な事業をご記入の上、その他事業がわかる資料を添付ください。

(13)高齢者や障害者への外出支援施策について、該当項目に○印を付し必要事項をご記入ください。

地域巡回バス	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である	
	地域巡回バスの名称	うらら	
	利用料	高齢者(歳以上) (100)円、障害者(0)円 一般(100)円、子ども(0歳~6歳) (0)円	
	その他特記事項	1ヶ月定期券 一般 2,000円 中学生 1,000円 小学生 500円	
	2017年度の運行実績	262,038人	
タクシー代助成	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である	
	各対象者の要件及び助成内容		
	対象者	助成要件	2017年度の助成実績
	高齢者	なし	()人
	障害者	身体障害者手帳1級・2級及び療育手帳A・B判定	(延べ557)人
要介護認定者	町内在住の要介護度3以上の在宅者, リフト付タクシー料金助成券(3,640円,年24枚)	(延べ897)人	
高齢者運転免許自主返納者への外出支援の施策	(○)実施している ()していない ()検討中である 内容 下記を交付。 ① 東浦町運行バスの定期券3ヶ月分または6,000円分 ② 公共交通利用券(町の発行するタクシー券または、TOICA、またはmanaca、またはその他交通系ICカードのチャージ料金3,000円分)		

(14) サロン・認知症カフェなど高齢者のたまり場事業の担い手とその内容についてご記入ください。

事業の名称	担い手	事業内容	補助金の有無と金額
東浦町社会福祉協議会ふれあいサロン推進事業	社会福祉協議会 地域住民	体操、手工芸、歌等	開催回数(月1回以上) 金額 20,000 円(年) 新 設 準 備 金額 50,000 円(年)
認知症カフェ	ボランティア・コミュニティ等	認知症予防の講座、認知症と家族の交流等。	なし
住民主体型デーサービス(サービスB)	ふれあいサロンの協力者	介護予防のための体操、手工芸、歌等。	1回 3,000 円

(15) 施設サービス基盤整備(第6期の実績と第7期計画)

	第6期			第7期計画数		
	計画目標数 (2017年度・定員数)	整備実績 (2017年度・定員数)	差	2018年度 ・定員数	2019年度 ・定員数	2020年度 ・定員数
特別養護老人ホーム	229	229	0	229	229	229
介護老人保健施設	100	100	0	100	100	100
認知症グループホーム	90	90	0	90	90	108
特定施設入居者生活介護事業所	199	199	0	199	199	199

(16) 総合事業における通所サービスで、利用期間制限のあるものはありますか。

()ある ()ない その他()

ある場合、

① そのサービスの名称(サービスC)

② 制限期間の数字を入れてください。

・(12 または 24)週間で終了

・()週間後、クール期間()週間を経て継続()週間で終了

(17) 保険者機能強化推進交付金は、インセンティブをつけて自治体間を競わせる考え方です。どのように評価されていますか。

()賛成

()反対

()その他 → (国から保険者機能強化推進交付金交付要綱が示されておらず、また制度自体も開始されていないことから、この交付金によりどのような費用対効果があるか分かりかねるため、賛成とも反対とも現段階では判断いたしかねます。)

(18) 地域ケア会議を始めていますか

() はい → 構成メンバーをご記入ください

【 医師等の医療関係者、介護関係者、NPO 法人、民生委員、区長、老人クラブ等地域住民 】

() いいえ

(19) 地域包括ケアシステムは、確立していますか。

() 確立している ()準備中 → ()年をめどに

(20)介護認定者の障害者控除の認定について

- 1)認定書の発行枚数(2017年度実績)は(170)枚
- 2)介護認定者に障害者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。
()申請書を送付している → 2017年度()件
()認定書を送付している → 2017年度()件
(○)自動的に送付していない
- 3)認定書の発行の要件
()介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に該当する
(○)介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に該当する
(○)介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している
()要介護認定を受けていない者に対しては、医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している
()その他、次のような方法で判断している【 】

2. 国民健康保険 担当課(税務課・保険医療課)電話(0562-83-3111 内線 154)FAX(0562-83-9756)

(1)国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定 義	2016年度	2017年度	2018年度
保 険 料 ・ 税 率	所得割	旧但し書き額	× (6.4)%	× (6.4)%	× (7.2)%
	資産割	固定資産税額	× (27.0)%	× (27.0)%	× (0)%
	均等割	加入者1人につき	28,000 円	28,000 円	30,600 円
	平等割	1世帯につき	40,000 円	40,000 円	37,200 円
1人当たり調定額(平均保険料)			94,295 円	90,483 円	87,641 円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			3,060 円	3,281 円	7,207 円

※2018年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

(2)保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

- 1)市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

国民健康保険税条例 施行規則第3条(保険税減免)のとおり (別添2参照)

- 2)保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

上記と同じ

(3)資格証明書 ※2018年8月1日現在でご記入ください。

- 1)資格証明書は交付していますか。()交付していない (○)交付している→(1)世帯

- 2)資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。
(○)必ず面談している ()面談がなくても交付する場合がある ()その他

- 3)資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どもがいる世帯数・子ども数
世帯数(0)世帯 内、乳幼児()人、小学生()人、中学生()人、高校生世代()人

- 4)資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。
()国の基準どおり実施している
(○)独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している
(○)高校生世代以下の子どもがいる世帯
(○)障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯
()病弱者のいる世帯
(○)次の場合は、交付対象から除外している

国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)で定める公費負担医療の対象者

5) 資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

特別な事情等に関する届出が認められた場合

(4) 短期保険証 ※2018年8月1日現在でご記入ください。

1) 有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

・1カ月以内()人 ・2カ月()人 ・3カ月()人 ・4カ月()人
・5カ月()人 ・6カ月(298)人 ・1年()人 ・その他()

2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。

長期保険証→短期保険証

長期保険証を交付されている世帯のうち、当該保険証の有効期限の属する年度を基準年度とし、前年度以前において、保険税の全部又は一部を滞納している年度が3年度以上(連続しない場合も含む。)ある世帯。

資格証明書→短期保険証

資格証明書の交付対象となっている世帯のうち、次の各号のいずれかに該当する世帯。

- (1) 当該世帯に属する18歳以下の者が国民健康保険に加入することとなったとき。
- (2) 当該世帯に属する被保険者が公費負担医療を受けることとなったとき。
- (3) 当該世帯主が納付誓約書を提出した後、3回以上納付を履行し、かつ今後も納付計画に従って納付されると見込まれるとき。
- 4) 当該世帯主が国民健康保険税に係る特別の事情等に関する届出を提出し、その内容が次のいずれかに該当するとき。
 - ア) 当該世帯主がその財産につき、災害を受け、又は盗難にあったとき。
 - イ) 当該世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。
 - ウ) 当該世帯主がその事業を廃止し、又は休止したとき。
 - エ) 当該世帯主がその事業につき著しい損失を受けたとき。
 - オ) その他特別な事情があるとき。

(5) 保険料(税)滞納者への差押えについて(2017年度)

1) 差し押さえの基準(督促状、催告書(電話)等の発送に対して無回答である場合。

納付誓約が不履行となった場合。

以上の事項が1つでもあれば差押え事前通知書を郵送したうえで実施する。)

2) 分納者への対応(本人から生活、就労、経済状況等の聞き取りを行い、納税相談の中で完納が見通せるような分納方法を判断し納付誓約を行っている。納付誓約が履行されていけば差押えは実施していない。)

3) 予告通知書の発行 (59)件

4) 差押え件数 不動産(0)件 預貯金(24)件 生命保険(0)件(内学資保険(0)件)
その他(17)件(給与、所得税還付金、売掛金)

5) 競売による現金化 (0)件

6) 徴収の猶予 申請件数(0)件、許可(0)件

7) 換価の猶予 申請件数(0)件、許可(0)件、職権(0)件

8) 滞納処分の停止 (6)件

(6) 国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2018年8月1日現在でご記入ください。

1) 交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 (43)人

2) 保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 ()人

3) その他(保険証・短期保険証の郵送未着人数 7人)

(7) 国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

1) 一部負担減免制度を実施していますか。

()実施している ()検討中である ()実施の予定がない

※2017年4月以降に制度が改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

2)実施している場合、

- ・生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。
()設けている ()検討中である ()設けていない
- ・生活保護基準を目安にした減免基準を満たしている場合、災害や事業・業務の休廃止、失業などによる収入の減少などに該当していなくても減免の対象となりますか。
()生活保護基準を目安にした減免基準を満たしていれば、減免の対象となる。
()生活保護基準を目安にした減免基準に加え、災害や事業・業務の休廃止、失業などによる収入の減少などの要件を満たす必要がある。
()その他()

3)相談・申請の実績(2017年度)

- ・自治体窓口(電話相談なども含む)への相談件数 (0)件 ・申請件数 (0)件
- ・減免件数 (0)件 ・減免金額 (0)円

(8)高額療養費について

- 1)申請勧奨 ()自動払いしている ()申請書を送付している
()通知ハガキを送付している
- 2)支払件数(2017年度)
 - ・高額療養費支給件数(2,207)件、金額(29,058,977)円
 - ・高額療養費該当者の内、未申請件数(305)件、金額(1,803,820)円

(9)国保運営協議会について

- 1)運営協議会の公開 ()公開していない ()公開している
- 2)運営協議会委員の公募枠 ()ない ()ある → ()人

3. 税の滞納について 担当課(税務課)電話(0562-83-3111)FAX(0562-84-5673)

- (1)滞納整理マニュアルはありますか ()ある ()ない
- (2)滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2017年度)
 - 1)徴収の猶予について 申請件数(0)件、許可件数(0)件
 - 2)換価の猶予の適用件数 申請件数(0)件のうち許可件数(0)件、職権件数(0)件
 - 3)滞納処分停止の適用件数 (10)件
- (3)地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2017年度内に引き継いだ件数) (76)件
- (4)地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準

町県民税の滞納があり、他の町税とあわせた滞納額が概ね 30 万円以上であること。

- (5)少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぎますか
()引き継ぐ ()引き継がない

4. 生活保護 担当課(福祉課)電話(0562-83-3111)FAX(0562-83-9756)

※ 生活保護利用者向けの説明パンフレット(生活保護のしおりなど)を添付してください。

- (1)生活保護の申請件数とその保護件数について
2017年度相談件数 (62)件、申請件数 (8)件、そのうち保護開始件数 (8)件
- (2)2018年4月現在の受給世帯数と人数 (109)世帯、(127)人
- (3)外国人への生活保護制度および申請手続きに関する説明パンフレット等について
 - 1)外国語で生活保護相談者に配布するパンフレットや説明文書を整備していますか。
()ある ()ない

- 2) 整備されている言語()
 3) しおりや説明文書のホームページへの掲載()している (○)していない
 掲載ページアドレス()

※以下は市のみお答えください

(4) 生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(同)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数
2017年4月現在	人	年 カ月	人	世帯	人
2018年4月現在	人	年 カ月	人	世帯	人

5. 福祉医療など 担当課(保険医療課)電話(0562-83-3111 内線 150)FAX(0562-83-9756)

(1) 子ども医療費助成制度について、2018年4月1日時点の助成内容と変更している(予定含む)場合、ご記入ください。

- (○) 変更なし
 () 変更あり → 変更内容・実施時期をご記入ください。
 (変更時期) 年 月 日

(変更内容)

(2) 精神障害者医療費助成について、2018年4月1日時点の助成内容と変更している(予定含む)場合、ご記入ください。

- (○) 変更なし
 () 変更あり → 変更内容・実施時期をご記入ください。

(変更時期) → (年 月 日)
(変更内容)
【通院】
【入院】

6. 子育て支援策 担当課(児童課)電話(0562-83-3111)FAX(0562-83-3912)

(1) 「子どもの貧困対策大綱」を受けた、自立支援計画について

- 1) 自立支援計画の有無について (○) ある(31年3月策定予定) () ない
 2) 自立支援給付金事業について (○) 実施(28年4月実施) () 未実施
 2017年度実績 (0) 件 給付額(0) 円
 2018年度予算 (5) 件 給付額(限度額10万) 円
 3) 日常生活支援事業について () 実施(年 月実施) (○) 未実施
 2017年度実績 () 件 給付額() 円
 2018年度予算 () 件 給付額() 円
 4) 教育・学習支援について () 実施(年 月実施) (○) 未実施
 2017年度実績 () カ所() 人 実施時期()
 2018年度予算 () カ所() 人 実施時期()
 5) NPOなどが取り組む「無料塾」や「こども食堂」への支援について
 ・「無料塾」への支援について () 実施(年 月実施) (○) 未実施
 2017年度実績 () カ所() 人、2018年度予算 () カ所() 人
 支援方法()
 ・「こども食堂」への支援について (○) 実施(2017年7月実施) () 未実施
 2017年度実績 () カ所() 人、2018年度予算 () カ所() 人
 支援方法(ひとり親手当受給者に対し、こども食堂の案内文を送付した。)

)

2) 給食費に自治体独自の補助を行っていますか。(例:半額補助、第2子以降無料など)

()行っている (○)行っていない ()検討中

※行っている場合は、補助内容をご記入ください。

--

3) 給食の実施状況

	全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの給食費
		直営	委託	直営	委託	
小学校	7校	校	校	7校	校	230円
中学校	3校	校	校	3校	校	260円

(4) 保育について

1) 国が出した処遇改善Ⅱによって貴自治体の民間保育施設の人材確保に効果はありましたか。

(○)はい ()いいえ ()どちらとも言えない

理由(離職者を出すことなく、人材確保をすることが出来た。)

2) 保育士確保ができず、定員まで児童を入所させられない実態はありますか。

()ある → 具体的に()カ園の()歳児で()人

(○)ない

3) プール活動・水遊びの事故防止について

① 自治体として監視人員配置の為の何らかの対策を行いましたか(配置の為の人件費補助・実際監視の人を送る・等々…)。

(特段、新たな対策は講じていないが、以前から水遊びの事故防止の観点から保育士等が必ず監視できる体制を整えている。)

② 監視人員が配置できず、例年よりプール遊びを縮小した等の実態調査は行いましたか。

()はい (○)いいえ

行っていれば状況を教えてください。

()

7. 障害者施策 担当課(福祉課)電話(0562-83-3111)FAX(0562-83-9756)

(1) 障害者手帳の交付数と受給者証の発行数(2017年度)

	身体	知的	精神	難病
手帳交付数	1,409	307	392	/
障害福祉サービス受給者証発行数	87	117	76	0

(2) 訪問系各サービスの支給状況について(2018年7月時点)

	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護	117	169.6	185	25.7
重度訪問介護	0	0	0	0
行動援護	12	92.3	38	15
同行援護	9	112.5	30	17.6

※最多支給時間は2018年7月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

(3) 地域生活支援事業の移動支援

※最多支給時間は7月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

・支給者数(98)人、最多支給時間数(40)時間、平均支給時間数(14)時間

(4) 計画相談支援の7月利用実績 (48)人

・相談支援専門員一人あたり平均担当者数(67)人、最大担当者数(137)人

(5) 介護保険サービスと障害福祉サービスの併給について

1) 併給をしている人の人数(20)人(平成30年7月1日現在) ・対昨年同月比(500)%

2) 併給している障害福祉サービスの居宅介護について

平均何時間支給していますか (33)時間

3) 介護保険の被保険者が障害福祉サービスを上乗せ利用する場合の条件(いずれかに○)

() 介護保険サービスのみで、必要なサービスを確保できない状況であれば、障害福祉サービスの上乗せが可能としている

() 上記に加え、何らかの条件を設けている

※どのような条件があるか、できるだけ詳しくご記入ください。

(例)・要支援の該当者は、障害福祉サービス上乗せができない。

・障害者手帳所持者(肢体不自由の身体障害者手帳1級所持者に限る)

・介護保険の要介護度が要介護5の者

・介護保険サービスの約半分以上を訪問介護が占めていること 等

(6) 2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度の対象者数について

・2018年度対象予定者数 (不明)人、7月1日現在の支給者数(0)人

(7) 国制度に加え、独自の高齢障害者の利用者負担軽減制度の対象要件について

() ない () ある(具体的に)

(8) 障害者グループホームについて

・グループホーム設置数(15)カ所

・常勤換算1人以上を配置しているところ GH(15)カ所中(15)カ所

・夜勤体制をとっているところ (6)カ所

・宿直体制をとっているところ (0)カ所

・夜間通報体制をとっているところ (4)カ所

・夜勤体制を複数でおこなっているところ (0)カ所

(9) 入所施設について

・入所施設設置数 (3)カ所

・設置する施設の入所待機者数 (41)人 ※複数施設の場合は名寄せしてご記入ください。

(10) 県の補助ではなく、自治体独自でグループホームに対する補助

() ある → ある場合どんな補助ですか()

() ない

【2】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2017年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、十分な保険者支援を行うことを求める意見書・要望書	年 月 日
	②若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める意見書・要望書	年 月 日
	③介護保険制度の改善を求める意見書・要望書 (別添④参照)	平成 29 年 10 月 30 日
	④子どもの医療費無料制度創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤障害児・者の生きる基礎となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書・要望書	年 月 日
県	①福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書・要望書	年 月 日
	②市町村国民健康保険への事業費補助金復活を求める意見書・要望書	年 月 日

*2017年9月以降に【2】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写しを添付してください。

☆ご協力ありがとうございました。